

NO	質問種別	質問	回答
1	事業所に関する事	<p>うるま市介護予防・自立支援の推進を行う中で、(2)自立支援・重度化防止に向けた取り組みとして、H30年4月現在施行されている具体的な取り組み内容を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・その他の生活支援サービス</li> </ul>	<p>1. 訪問型サービス(第1号訪問事業)</p> <p>①訪問介護相当サービス(旧介護予防訪問介護相当サービス)</p> <p>(目的・内容)介護予防を目的に、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行う</p> <p>(サービス提供者)うるま市の指定事業者</p> <p>(期間)プランに位置づけられた期間</p> <p>②訪問型サービスC</p> <p>(目的・内容)閉じこもり傾向で生活機能の低下が認められるものに対し、訪問による適切な指導や助言を行い、心身機能の改善及び日常生活活動や社会参加活動に向けた支援を行う</p> <p>(対象)運動機能の低下等により、閉じこもり傾向あり、訪問型サービスCを導入することで、生活機能の向上が見込まれる方、また地域ケア会議等で訪問型サービスCが必要と判断される方</p> <p>(サービス提供者)介護長寿課地域支援係《理学療法士・作業療法士・看護師》</p> <p>(期間)原則3ヶ月</p> <p>2. 通所型サービス(第1号通所事業)</p> <p>①通所介護相当サービス(旧介護予防通所介護相当サービス)</p> <p>(目的・内容)介護予防を目的とし、通いの場において日常生活上の支援及び機能訓練を行う</p> <p>(サービス提供者)うるま市の指定事業者</p> <p>(期間)プランに位置づけられた期間</p> <p>②通所型サービスC</p> <p>(目的・内容)居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施したうえで、生活行為の改善を目的として運動向上プログラムを実施し、可能な限り自立した生活ができることを目指す</p>

			<p>(対象)生活行為に支障があり、通所型サービスを必要とする方  (サービス提供者)委託:有限会社ひまわり  (期間)原則 3 ヶ月</p> <p>3. その他の生活支援サービス(第1号生活支援サービス事業)</p> <p>①配食サービス  ②住民ボランティア等が行う見守り</p> <p>上記①②については、現在総合事業としての実施は行っていないが、今後検討していく予定としています。</p> <p>総合事業ではありませんが、福祉サービスにおいて「食の自立支援事業」を実施しており、心身機能の低下や傷病等の理由により、調理が困難な在宅高齢者に対し、配食サービスを実施するとともに安否確認も行っています。また、市社会福祉協議会の実施する事業において、地域活動について考える場をもち、地域のパトロールや見守り活動等を行っています。現在、うるま市において約半数の自治会が実施しており、今後はうるま市全域に広げていく予定としています。</p>
--	--	--	---